

介護保険法等の改正を踏まえた 第7期直方市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定の視点

視点1. 地域包括ケアシステムの深化・推進を目指した計画の策定

地域包括ケアシステムは、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まいや自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制のことです。

今後、団塊世代が75歳以上となる平成37（2025）年、高齢者数がピークを迎える平成52（2040）年に向けて、地域性や高齢化の状況、これに伴う介護需要も異なってくることが予測されます。本計画では、地域の実情に応じて、高齢者の自立支援と重度化防止に向けた具体的な取組内容や目標を定めた計画策定を行い、地域包括ケアシステムの深化・推進を目指した計画を策定します。

1. 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進

- 本市が保険者機能を発揮して、自立支援・重度化防止に向けて取り組む仕組みの制度化を図ります。
- そのために、地域包括ケア「見える化」システムなど、国から提供されたデータを分析し、介護保険事業計画に介護予防・重度化防止等の取組内容と目標を記載します。
- 地域包括支援センターの機能強化や、居宅サービス事業者の指定等に対する関与の強化、認知症施策について、普及・啓発等の関連施策の総合的な推進等を明確化します。

2. 医療・介護の連携の推進

- 在宅医療・介護連携により、医療ニーズ及び介護ニーズを併せ持つ高齢者を地域で支えていくため、医療計画に基づく医療機能の強化と併行して、日常生活圏域において必要となる在宅医療・介護連携のための体制の充実について取り組んでまいります。
- 介護保険施設については、「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能とを兼ね備えた、新たな施設が制度上創設されており、その動向に留意します。

視点2. 地域共生社会の実現に向けた取組の推進

「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことです。

地域共生社会の実現のため、公的支援の『縦割り』から『丸ごと』への転換を図り、さらに、個人や世帯の抱える複合的課題などへの包括的な支援を図ることや、人口減少に対応する、分野をまたがる総合的サービス提供の支援、『我が事』・『丸ごと』の地域づくりを育む仕組みへの転換が求められています。

1. 「我が事・丸ごと」の地域づくり・包括的な支援体制整備の検討

○支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による①把握、②関係機関との連携等により、解決が図られることが重要となっています。この理念を実現するため、本計画において包括的な支援体制づくりについて検討を行います。

2. 新たな共生型サービスの検討

○包括的な支援体制づくりとして、高齢者と障害者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉制度に新たな共生型サービスが位置付けられることとなっています。制度改正の動向を踏まえ、必要な検討を行います。

視点3. 介護保険制度の持続可能性の確保

介護保険制度の持続可能性を高める観点から、利用者負担等の制度改正が行われました。この適切な運用が求められます。

1. 利用者負担の見直し

○世代間・世代内の公平感を確保しつつ、制度の持続可能性を高める観点から、2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合は3割とします。

2. 介護納付金への総報酬割の導入

○各医療保険者が納付する介護給付金（40～64歳保険料）について、被用者保険間では、「総報酬割」（報酬額に比例した負担）とします。